

## 総会

配布：一般

2018年1月19日

### 第72会期

議事日程議題 25

#### 2017年12月20日に、総会により採択された決議

[第二委員会の報告書に基づく (A/72/426)]

#### 72/239. 家族農業の国際連合の10年 (2019–2028)

総会は、

食糧の安全保障と栄養の改善の達成に貢献する家族農業、牧畜および小規模農業の役割への世間からの注目度を上げた、2011年12月22日の総会決議66/222で総会により宣言されそして2014年に実施された、国際家族農業年の成功を認識し、

多くの諸国が、家族農業のための国内委員会の成立を含む、家族農業に有利になる公共政策を策定することにおいて、また小規模な信用貸しなど、小規模農業のためのフィナンシャル・インクルージョン政策を行うことにおいて著しい進展を成し遂げたという事実を歓迎し、そして栄養を改善することと地球規模の食糧安全保障を確保すること、貧困を根絶すること、飢餓を終わらせること、生物多様性を保護すること、環境的な持続可能性を達成することそして移民に対処することに役立つことにおいて家族農業が果たす役割を認識し、

家族農業知識プラットフォームの創設を想起し、そして知識とデータを共有することは、家族農業の具体的な必要性に対処するための政策対話と政策立案に貢献することを認識し、

牧畜と家族農業を含む、小自作農、とりわけ農村地区の女性と青年を支援することにおける科学、科学技術、技術革新および起業家精神の重要な役割を認識し、そしてこれに関連して、大規模な起業家精神に対する技術革新志向の開発と支援の重要性を強調し、また自らの食糧の安全保障と栄養を増やし、市場向けの余剰を生み出しそして小自作農の製品に価値を付け加えることを小自作農に助けつつ、最低限の生活に必要な農業から革新的な、商業的な生産への小自作農の移行に貢献することができる新しい持続可能な農業科学技術を歓迎し、

家族農業、歴史遺産、文化遺産および自然遺産の促進と保護、伝統的な風習と文化、生物多様性の損失を停止させることそして農村地区に生活している人々の生活条件の改善との間の密接な関連もまた認識し、

家族農業を支援することにおける、亜寒帯の、温帯のそして熱帯の森林を含む、異なる森林の型の役割を強調し、

食糧安全保障と栄養のための持続可能な漁業と水産養殖場の重要性を再確認し、

気候変動とのその繋がりを含む、農業、食糧安全保障と栄養問題に焦点を絞った、2018年5月のロシア連邦、ヴォロネジにおける国際連合食糧農業機関のヨーロッパ地域会議の第31回会期の招集に留意し、

1989年5月24日の経済社会理事会決議1989/84に規定された経済社会分野における国際の10年の指針に注意し、

その中で総会が、包括的で、遠大なまた人々中心の一連の普遍的でまた変形力のある持続可能な開発目標と具体的目標、2030年までにこの目標の完全実施のために精力的に活動することに対するその公約、極貧を含む、そのあらゆる形態および次元の貧困を削減することは、最大の世界的な課題でありまた持続可能な開発にとって不可欠な要件であるというその認識、均整のとれたまた統合されたやり方でその三つの次元（経済、社会および環境）における持続可能な開発を達成すること並びにミレニアム開発目標の達成を踏まえることに対するその公約、およびその未完成の事業に対処することを求めることを採択した、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030

アジェンダ」 と表題のついた、2015 年 9 月 25 日の総会決議 70/1 を再確認し、

持続可能な開発のための 2030 アジェンダと不可分の一体であり、それを支援しまた補完し、具体的な政策と行動で具体的目標の実施の手段を状況に当てはめるのを助け、そして資金調達の課題に対処するその強い政治的公約とグローバル・パートナーシップの精神と連帯で持続可能な開発のためのあらゆるレベルでの可能な環境を創り出すことを再確認する第三回開発資金国際会議のアジス・アベバ行動目標に関する 2015 年 7 月 27 日の総会決議 69/313 もまた再確認し、

パリ協定<sup>1</sup>とその早期の発効を歓迎し、その全ての当事国に対し、同協定を完全に履行することを、そしてまだ批准、受諾、承認または、適当と認められる場合に、加入の自らの文書を寄託することをしていない気候変動に関する国際連合枠組条約<sup>2</sup>の当事国に対し、可及的速やかに、そうすることを奨励し、

栄養に関するローマ宣言<sup>3</sup>と行動のための枠組<sup>4</sup>に基づく、栄養に関する国際連合行動の 10 年として 2016 年－2025 年の宣言<sup>5</sup>を想起し、

極めて貧しい者のほぼ 80 パーセントが、農村で生活しそして農業で働いていること、そして農村地区と持続可能な農業の開発に資源が向けられていることと小自作農、特に女性を支援することは、特に、農夫の福祉を改善することにより、そのあらゆる形態および次元における貧困を終わらせることに対する鍵であることもまた想起し、

世界中の 8 億 1,500 万の人々が、依然として飢餓に苦しんでいることそして栄養失調のその他の形態の蔓延が、依然として世界の幾つかの地域において無視できないことを認識し、また価値換算で世界の食糧の 80 パーセント以上を生産する家族農業の重要な役割を強調し、

発展途上諸国における、普遍的な、規則に基づく、オープンな、差別のないそして公平な多国

---

<sup>1</sup> FCCC/CP/2015/10/Add.1 において、UNFCCC の下で採択された、決定 1/CP.21。

<sup>2</sup> 国際連合、条約集、第 1771 巻、No.30822。

<sup>3</sup> 世界保健機関、文書 EB/136/8、添付文書 I。

<sup>4</sup> 同書、添付文書 II。

<sup>5</sup> 決議 70/259。

間貿易制度が、農業、家族農業および農村開発を促進し、そして世界の食糧安全保障と栄養摂取に対して貢献することを強調し、また共同体、国の、地域のそして国際的な市場における農夫、特に女性を含む、小規模や家族農業の包括的参加を促進する国の、地域のそして国際的な戦略の採択を促し、

ジェンダー平等の実現および女性と女兒のエンパワーメントが、持続可能な開発目標およびターゲットの全てを通じた進展に対して極めて重要な貢献をすることを再確認し、小自作農と女性の農夫、を含む農村の女性、先住民族の女性および現地の共同体の女性並びに農業と農村開発を高めること、食糧安全保障を改善することそして農村の貧困を根絶することにおけるその伝統的知識の極めて重要な役割と貢献もまた認識し、またこれに関連して食糧の安全保障と栄養摂取における極めて重要な役割が、認識されそして発展途上諸国における食糧不足、栄養失調、過度の価格変動および食料危機に対する短期および長期両方の対応の不可分の部分として対処されることを確保するための農業政策と戦略を再検討することの重要性を強調し、

若い人々と障がいをもつ人々のためのものを含む、全ての女性と男性のための完全かつ生産的な雇用および働きがいのある人間らしい仕事を達成する必要性を強調し、そして家族農業に関する技術革新を促進する政策や計画が、農村地区における追加のまたは代替的な雇用と収入を生み出す機会を提供するため、全体的な農村開発を促進する政策と手を繋いでいかなければならないことを認め、

持続可能な開発目標を達成することに向けた関連する、費用効率の高い、伝統的なそして革新的な解決策の規模を拡大するため経験と知識の交換を支援することに資する環境の創造に不可欠な農家対農家協力を通じた家族農業の中の共同作業の積極的な影響を認識し、

気候変動が、人間社会とこの地球に対して緊急かつ潜在的な後戻りできない脅威を表していること、それが世界中の農業に重大に影響していること、そして家族農業を支援することが、気候変動と闘うことに対し並びにその悪影響に適応し食糧生産を脅かさないやり方で気候への強靱性と温室効果ガスの低排出開発を促進するための能力を増すことに対し貢献し得ることを意識して、

食糧の安全保障と栄養摂取を高めるためのおよび小自作農と女性の農民、並びに、農業の協力

と農民のネットワークに焦点を絞るため私たちの努力を強化する必要性、またグローバル・パートナーシップを再活性化するため諸国を奨励する必要性を想起し、

家族農業を促進することと知識、経験および良い慣行、技術革新の政策、ノウ・ハウおよび支援の交換を通して食糧安全保障の問題に対処することにおける南々協力と三角協力の重要性を認識し、

1. 既存の構造および利用可能な資源の範囲内で、2019–2028 年家族農業の国際連合の 10 年を宣言することを決定する。

2. 全ての国家に対し、家族農業に関する公共政策を策定し、改善しそして実施し、並びに他の国家と家族農業のその経験と良い慣行を共有することを奨励する。

3. 国際連合食糧農業機関および国際農業開発基金に対し、国際連合システムのその他の関連する組織と共同して、自らの職務権限と既存の資源の範囲内でまた、適切な場合には、自発的拠出金を通して、可能な活動と計画を特定することや策定することによるものを含めて、同 10 年の実施を導くことを求める。

4. 政府および国際的なまた地域的な機構、市民社会、民間部門および学界を含む、その他の関連する利害関係者に対し、適切な場合には、自発的拠出金を通して、同 10 年の実施を積極的に支援することを招請する。

5. 事務総長に対し、国際連合食糧農業機関および国際農業開発基金により合同でまとめられた隔年報告書に基づいて同 10 年の実施について総会に通知することを招請する。

第 74 回本会議

2017 年 12 月 20 日